

# 平成 28 年度診療報酬改定に関する Q&A(その 2)

平成 28 年 5 月 16 日  
公益社団法人 日本看護協会

平成 28 年度診療報酬改定説明会（平成 28 年 2 月 22 日開催）において、中央社会保険医療協議会が示した個別改定項目に基づき寄せられたご質問に対する回答です。

平成 28 年度診療報酬改定に関する Q&A(その 1)(平成 28 年 3 月 29 日)に掲載していないご質問について、回答を示しています。厚生労働省保険局医療課に照会済。

## 1. 夜間看護体制の充実

### (1)夜間看護体制の評価に関する項目(夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理に関する項目)項目について

Q1. ③夜勤の連続回数 2 回の意味について、例えば「深夜」「深夜」「準夜」「準夜」はどのような扱いになるのか。

A. 始業開始から終業時刻までの一連の夜勤を 1 回として考える。この場合は、「深夜勤」「深夜勤」「準夜勤」「準夜勤」の 4 回と数える。

疑義解釈(その 1)(平成 28 年 3 月 31 日付)問 47

Q2. 「④部署の業務量を把握し、調整するシステム」とは、具体的にどのようなシステムか要件など教えてほしい。また、部署間での業務効率化、システムの夜間の運用実績とは、具体的に何を指しているのか教えてほしい。

A. 例えば、「重症度、医療・看護必要度」を活用して各病棟の業務量を一括で把握し、業務量に応じ一時的に所属病棟以外の病棟へ応援に行く等のシステムである。常に、夜勤時間帯を含めた各部署の業務量を把握・調整するシステムが構築されており、かつ、部署間での業務標準化にとりくみを行うことをいう。この上で、応援等は必要ないと判断した場合は運用実績があるとみなす。

疑義解釈(その 1)(平成 28 年 3 月 31 日付)問 48

Q3. 看護補助加算の夜間看護体制加算について、「⑤看護補助者を夜勤時間帯に配置していること」とは、早出、遅出のように一部夜勤時間帯の勤務がある場合も要件を満たすと考えてよいのか。月何時間以上などの要件があるのか。また、全病棟、365 日の配置が求められるのか。

A. 保険医療機関が任意に定める夜勤時間帯のうち、4 時間以上、看護補助者（みなし看護補助者を除く）を配置していればよい。また、週 3 日以上配置していればよい。

## **2. 退院支援加算**

Q4. 「20以上の保険医療機関や介護サービス事業所との年3回以上の面会により情報共有する」とあるが、具体的にどのような形を想定しているのか。Web会議でも認められるのか。

- A. それぞれの連携保険医療機関等の職員と、直接に対面して業務上の意思疎通を行うことが必要である。したがって、Web会議は認められない。

疑義解釈(その2)(平成28年4月25日付)問8